

国家公務員及び地方公務員における労働基本権について

国家公務員

区分		団結権	団体交渉権		争議権
				協約締結権	
国家公務員	非現業職員		注	×	×
	うち、自衛隊員、警察職員、海上保安庁職員、刑事施設職員	×	×	×	×
	国有林野、特定独法及び郵政公社職員				×
(参考)民間					

注 非現業職員は、交渉を行うことができるが、団体協約は締結できない。

(1) 特定独立行政法人等職員（現業等職員）

一般職の職員のうち、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下「特労法」という）」第2条第3項にいう特定独立行政法人、国有林野事業を行う国の経営する企業及び日本郵政公社に勤務する職員を特定独立行政法人等職員（現業等職員）といい、これらの職員に対しては、特労法が適用され、労働組合を結成し、一定事項につき団体交渉し、労働協約を締結できる（特労法第8条）。

ただし、国有林野事業職員の場合、協定の内容が予算上実施不可能な場合には、国会へ付議（特労法第16条）。

(2) 自衛隊員、警察職員、海上保安庁職員、刑事施設職員

自衛隊員、警察職員、海上保安庁職員、刑事施設職員については団結権が認められていない（自衛隊法第64条、国公法第108条の2第5項）。

(理由)

これらの職員の職務の性質に求められる。つまり、これらの職員は国民の財産、生命の保護や社会の治安の維持に直接的に携わるために、きびしい服務規律を要求されるが、職員団体は本来的に労使の対抗関係を前提とするものであるため、職員団体の構成員であることは、実際問題として上司との対抗関係を意味するから、上司の命令に絶対的に服従することを特に要求される職場では、職員団体の活動はもとより職員団体の結成そのものを認める余地がないとされているのである。

（「逐条 国家公務員法」（鹿児島・森園・北村編））

自衛隊員：防衛省の職員（防衛施設庁業務部の一部の職員等を除く）

警察職員：施設等機関、特別の機関、地方機関を含む警察庁の警察官、皇宮護衛官、事務官、技官その他の職員及び入国警備官

海上保安庁職員：海上保安庁の職員

刑事施設職員：刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）の職員

地 方 公 務 員

区 分		団 結 権	団 体 交 渉 権		争 議 権
				協約締結権	
地 方 公 務 員	非現業職員		注1	× 注2	×
	うち警察職員 及び消防職員	×	×	×	×
	企業職員等				×
(参考)民間					

注1 非現業職員は、交渉を行うことができるが、団体協約は締結できない。

注2 非現業職員は、交渉を行い、その結果として書面による協定を結ぶことができるが、この協定は団体協約ではなく、法的拘束力はない。ただし、この協定は、地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもって履行しなければならない。

(1) 企業職員、特定地方独立行政法人の職員及び単純労務職員

企業職員及び特定地方独立法人の職員については、労働組合を結成し、一定事項について団体交渉をし、労働協約を締結することができる(地方公営企業等の労働関係に関する法律(以下「地公労法」という)第7条)。単純労務職員も同様である。

ただし、協定の内容が予算上実施不可能な場合には、議会へ付議される(地公労法第10条)。

企業職員

地方公営企業法において、地方公共団体の経営する企業のうち、水道事業(簡易水道事業を除く。)、工業用水事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業及びガス事業を地方公営企業といい、同法の規定が適用される(病院事業にも一部適用)。

公営企業の管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員を企業職員という。

企業職員の労働関係の特例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律の定めるところによる(地方公営企業法第36条)。

単純労務職員

単純な労務に雇用される職員。

労働関係その他身分取扱いは、原則として地方公営企業法の企業職員に関する規定が準用される(地公労法附則第5条)。

例)競輪場内の警備に従事する職員、県営印刷所に勤務する印刷機械工、製本工、文選工、植字工および活字鑄造工等(「逐条 地方公務員法」(橋本勇著))

(2) 警察職員、消防職員

警察職員及び消防職員については、職員団体の活動はもとより団結権が認められていない(地公法第37条、同法第52条第5項)。

(理由)

「職責上、国民の生命、財産を守るため、一身の危険を顧みず職務を遂行する義務を負うものであり、これらの職員の組織が一系乱れず任務を達成するためには、とりわけ厳しい服務規律、上命下服の規律を維持することが必要」(「逐条 地方公務員法」(橋本勇著))であるためである。

警察職員

都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官以外の職員(警視正以上は国家公務員)。

消防職員

市町村が設ける消防本部及び消防署に置かれる消防職員並びに消防法の規定により救急業務を行う都道府県の職員。

公務員の労働基本権

(単位:万人)

国

国家公務員 93.8							
自衛官	防衛庁(自衛官除く)	警察、海保、監獄等	一般の行政機関	国会・裁判所等	国有林野	日本郵政公社	特定独立行政法人
25.1	2.3	4.0	26.2	3.1	0.5	25.7	6.9
団結権 ×	団結権		団結権	団結権			
団体協約締結権 ×	団体協約締結権 ×		団体協約締結権 ×	団体協約締結権			
争議権 ×	争議権 ×		争議権 ×	争議権 ×			

・
4
・

地方

地方公務員 304.2					
警 察	消 防	一般行政 (福祉関係を除く)	福祉関係	教 育	公営企業等会計 (病院・水道等)
27.4	15.6	62.8	42.1	114.0	42.4
団結権 ×	団結権				団結権
団体協約締結権 ×	団体協約締結権 ×				団体協約締結権
争議権 ×	争議権 ×				争議権 ×

(注1) 行政機関、国会・裁判所等、自衛官は18年度未定員。独立行政法人は18.1.1現在員。日本郵政公社は18.3.31現在員。

(注2) 地方公務員については、「地方公共団体定員管理調査(総務省)」による(調査時点は平成17年4月1日)。

(注3) 「一般行政」「福祉関係」「教育」のうち一部(単純労務職員)には団体協約締結権が認められており、「公営企業等会計」のうち一部(地方公営企業法の適用・準用を受けない職員)には団体協約締結権が認められていない。